

令和8年度 監督処分一覧表

	業 者 名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	前園建設株式会社	南さつま市	指示処分 (改善・再発防止)	令和8年8月6日 ~ ()	株式会社前園建設は、鹿児島県南薩地域振興局建設部が発注した「広域河川改修工事(万之瀬川R5-1工区)(合併)」の現場において、墜落が生じる危険を防止する措置を講じなかったため、令和6月6月27日に一次下請業者である株式会社仲野建設の作業員が転落し、両下肢麻痺等の怪我を負う労働災害が発生させた。 この件について、同社及び使用人は、「労働安全衛生法」違反により、加世田簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、令和8年5月13日にその刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。
					根拠法令 建設業法第28条第1項第3号
	業 者 名	所在地	処分区分	処分日	処分の原因となった事実
	株式会社PEACE	鹿児島市	取消処分	令和8年4月21日 ~ ()	株式会社PEACEは、営業所の所在地または建設業者の所在を確認できず、その旨を令和8年3月17日付け鹿児島県公報第702号で公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申し出がなかった。
					根拠法令 建設業法第29条の2第1項